

**要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議（第9回）**  
**有識者からの主な意見（公開）**

**1. 「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」改正について**

- 1) 現行のガイドラインに沿った運用を原則とされており、安全管理措置についても引き続き同様に求めるということであり、改正についての異論はない。
- 2) ガイドラインにも示されてはいるが、情報提供において懸念される問題点としては、次の4点が考えられるが、有識者会議において提出書面等からの判断・見極めが必要となる。
  - ①「相当の公益性を有すると認められる業務」として、判断に困惑する可能性がある
  - ②目的外の利用や個人等の利益とならないための審査が必要
  - ③不適正利用による個人の権利利益の侵害
  - ④提供データの流出
- 3) 第6(1) 委員会の設置 第三者への情報提供は社会保障審議会の意見徴収が前提となっていることから医療・介護部会の下に委員会を設置することが望ましい。
- 4) (12) 審査の省略 介護保険法の趣旨を踏まえ審査の省略をしない事が望ましい。
- 5) 第8 手数料徴収には合理性があることから、手数料の改正・減額・免除の規定をガイドラインに盛り込むべきである。
- 6) 各データベースが必要に応じスムーズな連携が図られることで、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与されることを期待する。
- 7) 将来のデータ間の連結を考慮して「医療レセプト情報・特定健診等の提供に関するガイドライン」と平仄を合わせた改定とするようお願いしたい。
- 8) (3) 安全管理措置 現行のガイドラインでの安全措置を省令等で定めることが望ましい。

**2. 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」について（報告）**

- 1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」及び「2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」において、実現に向けての最も重要なポイントは「連携」であり、有効的な連携体制をシステムとして構築することが重要と思われる。誰にも分かりやすいシステムを市町村毎に特性や実績を活用した「連携システム」の構築が望まれている。
- 2) 厚労省が自治体保険者に移管した地域支援事業（総合事業・要支援者への訪問介護・通所介護サービス等）も地域共生社会の一翼を担う根幹的なサービスであるが、当該事業の内容・報酬は自治体の財政力により、大きな格差があり、低水準の報酬での採算確保が困難

なため、大手事業者は撤退基調であり、地方での介護サービス難民発生の懸念が大きくなっている。このような状況を改善するためにも、医療・介護データを活用し各自治体での地域支援事業の実態を把握し、運用の改善に繋げることが求められていると考える。

- 3) 医療介護分野のデータにおける有益な解析が進むことを期待する。

### 3. 「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議議事要旨

令和2年6月17日に書面開催で行われた表記有識者会議では、1件の介護レセプト情報等の提供申出について審査が行われ、以下のような結論となりました。

今後、有識者会議の結論を踏まえ、提供依頼申出の承諾を正式に決定した上で、改めて具体的な提供先等について公表することとしております。

○提供承諾 : 1件